

R6年度「歩こう。佐賀県。」情報発信等業務委託 企画提案書作成要領

この「企画提案書作成要領」（以下、「作成要領」という。）は、佐賀県（以下「県」という。）が実施するR6年度「歩こう。佐賀県。」情報発信等業務（以下、「本業務」という。）に関して、委託事業者を選定する企画コンペに参加しようとする者（以下、「参加者」という。）が企画提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

参加者は、『R6年度「歩こう。佐賀県。」情報発信等業務委託企画コンペ実施要領』を確認の上、作成要領により、企画提案に必要な書類を県に提出するものとする。

1 企画提案書

参加者は『R6年度「歩こう。佐賀県。」情報発信等業務委託仕様書』（以下、「仕様書」という。）を踏まえ、下記の必要書類を作成し、提出するものとする。

なお、提案書はA4サイズ横書きで作成すること。

(1) 企画提案書の作成

(ア) 事業方針

(イ) 事業の内容

(ウ) 事業工程

(エ) 実施体制及び連絡体制

(オ) 上記のほか、事業内容が十分に伝わるよう、分かりやすい記載を心がけること。

※ (イ) においては、以下の前提及びそれぞれの項目に留意して作成すること。

【前提】

歩くライフスタイル推進プロジェクトは令和元年度からスタートし、認知向上や行動変容のための取組を実施してきた。「歩こう。佐賀県。」の認知率は令和5年7月時点で52.2%（知っている22.2%、名前だけ知っている30%）であり、県内での認知は取れつつある。また、認知だけではなく、直接的な県民の行動につなげるため、街歩き謎解きイベントや普段バスを利用しない人に利用のきっかけを提供するため、バスの運賃を無料化する取組等を実施している。

令和6年度からは、認知向上や行動変容につながる取組を継続しつつ、県民が自分ゴトとして捉え、継続した行動変容をもたらすきっかけとなる取組を実施する。また、情報伝達の手段としてWEB上にいつでも「歩こう。佐賀県。」の取組を理解できる場を用意し、さまざまな動線からの案内先として機能するホームページとなるよう、WEBリニューアルを併せて実施する。

■「歩こう。佐賀県。」の取組実績

認知向上：佐賀新聞広告、バス車体広告、HP開設、SNS開設、JR各駅ポスター掲出
テレビCM、ラジオCM、シェアリング傘サービス開始、PV公開、YouTube配信
Instagram連載（コラム、バス日記、15秒動画）

行動変容：まち歩きイベント、フォトコンテスト、バス無料DAY（計6回）ARKSオープン
マルシェ開催、SAGAサンライズパークオープン、ひつじのショーンバス運行
（令和6年度も継続する可能性があります）、佐賀ブルーナーズ連携企画

なお、歩くライフスタイル推進プロジェクトでは、ディレクターを別に置き、一貫した方針で広報に取り組んでいる。

(1) SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を契機とした県民が行動（歩く）に移す取組

SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA2024国スポ・全障スポと言う。」）を契機として、「歩く（公共交通利用を含む）」を促進し、定着する取組及び一連の情報発信の実施。

※歩く取組及び一連の情報発信の例

<プロモーション概要>

県では、佐賀県公式ウォーキングアプリ・SAGATOCOを活用し、県内各市町（20市町）で目標歩数を設定し、日常の歩行やウォーキングイベント等で目標歩数を達成することを目指す。目標歩数を達成すると、次の市町にバトンが渡ること、県全体で目標歩数達成に向けて連携することを目指すイベント。SAGATOCO上では市町内の推奨コースを設定する。

そこで、本事業では目標達成のために各市町ごとにゆかりのある人物や、住民が歩くきっかけとなる人物に設定コースを歩いてもらうなど、魅力等をコンテンツ化し、各市町の目標達成に向けたプロモーションを行う。

<目標・歩数管理方法>

SAGATOCO（佐賀県公式ウォーキングアプリ）で、各市町の登録者数や歩数を管理している。

なお、目標の設定や達成状況の管理を本事業にて、協議の上実施します。

<情報発信>

各メディアや各種SNS（「歩こう。佐賀県。」Instagram等）、SAGATOCO、各市町報等を活用したイベントの周知を行う。その手法については事業者による提案をもとに県と協議の上実施する。

また、各市町のコースやそれぞれの市町の魅力を各種SNSや「歩こう。佐賀県。」ホームページで公開するコンテンツとして20市町分制作すること。

<イベント完了期限>

県との協議後から令和7年3月31日（月曜日）まで

(2) SNS等による情報発信

①公式Instagramの運営

20代から40代のSNSを利用する層をターゲットとし、「歩く」ことの重要性が伝わるコンテンツを制作し、その内容をInstagram、「歩こう。佐賀県」ホームページに掲載し、認知向上を図る。なお、(1)との重複も認めるが、可能な限りオリジナルのコンテンツも制作することが望ましい。

※投稿頻度：月に2回程度とし、初回投稿は5月、最終投稿は令和7年2月とする。

※投稿内容：「6.留意事項」のとおり、原則、成果物の著作権、所有権等、その他一切の権利は佐賀県に帰属するものとするが、相手方（著名人）からの投稿削除の申出があった場合は、県と十分に協議することとし、やむを得ない場合は削除することとする。

※著名人の選定：「別表1 著名人選定の参考基準」を参考に選定すること。また、選定後、やむを得ない事情が生じた場合は、再度選定することとする。

※提案書作成に際し、「誰を起用し・どのようなコンテンツになる」といった、具体的な提案にすること。

別表1 著名人起用の参考基準

考慮すべき項目	内容
佐賀やテーマとの関連性	ただ著名であることだけでなく、その人物が発するメッセージが「歩こう。佐賀県。」の目的やメッセージを想起させるか。「歩く」や「SAGA2024 国スポ・全障スポ」を起点にスポーツに関連する方であれば、その市町やコース、テーマに関連することが望ましい。
ターゲット層との適合	20代から40代のSNS利用層に人気や影響力があるか。
イメージと信頼性	著名人がポジティブで信頼性があり、広告やプロモーションにおいて良いイメージを持つかどうか、著名人の過去の行動や評判を検証し選定すること。

②公共交通の利用を促進する広報物の制作

令和6年1月に開催した「さがバスまるっとフリーDAY」にて利用者から募集した川柳を基に、20代～40代のSNSを利用する層をターゲットとした広報物を制作し、Instagram等の媒体で発信する。また、その発信方法を提案すること。

※投稿頻度：月に1回程度とし、初回投稿は5月、最終投稿は令和7年2月とする。

(3)「歩こう。佐賀県。」ホームページのリニューアル及び保守・運用

県民が「歩く」「公共交通を利用する」「自転車に乗る」きっかけとなる、コンテンツを集約したホームページとなるようリニューアルを行う。

また、現在の「歩こう。佐賀県。」ホームページ（aruko.saga.jp）のホームページ運用・保守業務委託要領は「別紙1」のとおり。既存の保守・運用事業者との引継ぎが必要となるため、県を加えた3者で十分に協議し進めること。

■リニューアルの目的

現在の「歩こう。佐賀県。」ホームページ（aruko.saga.jp）は、佐賀県が実施する「歩くライフスタイル」を推進する取組の詳細情報を伝えることが主な役割となっており、ホームページへの来訪者は、自身が検索した取組以外に関心が向かないサイト構築となっている。

そのため、ホームページ来訪者が別コンテンツにも興味がわき、なおかつ、これまで「歩こう。佐賀県。」の取組で制作してきた動画やコラム等を格納できるようリニューアルすることを目的とする。また、対面だけでなく、WEB上でコミュニティ（SNS）が形成されることも想定されるため、WEBコミュニティの拡充のため、ホームページリニューアルを併せて実施する。

本事業でのページリニューアルの方向性やラフなどを提案に含むとよい。

■追加する機能

- ・新機能の追加①（県民等による投稿と投稿内容の閲覧ページの新設）

県民等から投稿されたウォーキングコースやその周辺の魅力スポットをサイト内で一覧できるような機能を追加する。

- ・新機能の追加②（動画やコラム等過去の制作物格納ページの新設）

令和元年度から「歩こう。佐賀県。」の取組の中で制作してきた動画（CM、PV等）やコラム等をサイト内で閲覧することができるページを作成する。

・その他

保守・運用等については、現在の要領（別紙1）により運用する。

■スケジュール

ホームページのリニューアルは契約期間中に完了すること。

■その他

業務の実施については、県と適宜協議を行い決定すること。

(4) アンケート及び分析

アンケートはWEBアンケートでの実施をすること

【WEBアンケート詳細】

調査対象	佐賀県内に居住する 20 代から 50 代の男女
調査方法	インターネット調査
サンプル数	有効回答 400 を想定
設問数	15 問程度
設問項目	別紙2のとおり ※県が提示する必須設問項目を含め、受託者と佐賀県で協議を行い決定する
調査スケジュール	令和7年1月頃にWEBアンケートを実施し、調査結果を速やかに提出する
その他	クロスセクションデータの抽出が可能な調査とする

(5) 成果指標の設定とその検証

上記(1)、(2)において、KPIを設定し、事業完了時にその成果を検証すること。

KPIの設定項目、検証の設計も提案に含むものとする。

2 その他留意事項

- (1) 提案は、全て企画提案書に記載すること。
- (2) 参加者は、複数の提案を行うことはできないものとする。
- (3) 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- (4) 提案に当たっては、原則として、上記「1 企画提案書」に定める様式によること。
- (5) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページに印字すること。